

京都市訓令甲第 4 号  
序 中 一 般

京都市副市長事務担任規程の一部を次のように改正する。

令和4年6月30日

京都市長 門 川 大 作

第1条の表鈴木副市長の項を削り、同表吉田副市長の項を次のように改める。

吉 田 副 市 長	文化市民局，保健福祉局，子ども若者はぐくみ局，区役所，区役所支所及び上下水道局に属する事務並びに教育委員会，選挙管理委員会及び監査委員に関する事務
坂 越 副 市 長	行財政局（防災危機管理室，財政室，資産イノベーション推進室，管財契約部及び税務部に限る。），都市計画局，建設局，会計室，消防局及び交通局に属する事務並びに固定資産評価審査委員会に関する事務

第2条第1項中「鈴木副市長」を「坂越副市長」に改める。

附 則

この訓令は，令和4年7月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)